

令和8年2月市議会定例会 提出議案

議 案 種 別	件数（件）
予 算 議 案	2 7
専決処分の報告議案	1
条 例 議 案	2 0
一 般 議 案	8
補 正 予 算 議 案	1 0
合 計	6 6

令和８年２月市議会定例会 提出議案件名

番号	件 名	提出局
1	令和８年度北九州市一般会計予算について	財政・ 変革局
2	令和８年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
3	令和８年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
4	令和８年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
5	令和８年度北九州市渡船特別会計予算について	
6	令和８年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
7	令和８年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
8	令和８年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
9	令和８年度北九州市公債償還特別会計予算について	
10	令和８年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
11	令和８年度北九州市土地取得特別会計予算について	
12	令和８年度北九州市駐車場特別会計予算について	
13	令和８年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
14	令和８年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
15	令和８年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
16	令和８年度北九州市介護保険特別会計予算について	
17	令和８年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
18	令和８年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
19	令和８年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
20	令和８年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	

番号	件 名	提出局
21	令和8年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	財政・ 変革局
22	令和8年度北九州市上水道事業会計予算について	
23	令和8年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
24	令和8年度北九州市交通事業会計予算について	
25	令和8年度北九州市病院事業会計予算について	
26	令和8年度北九州市下水道事業会計予算について	
27	令和8年度北九州市公営競技事業会計予算について	
28	令和7年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	財政・ 変革局
29	北九州市行政手続条例の一部改正について	総 務 市民局
30	北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部改正について	
31	北九州市犯罪被害者等支援条例について	
32	北九州市手数料条例の一部改正について	財政・ 変革局
33	北九州市市税条例の一部改正について	
34	北九州市市税条例の一部改正について	
35	法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について	
36	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	保 健 福祉局
37	北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	
38	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について	子ども 家庭局
39	北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について	
40	北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	
41	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	環境局

番号	件 名	提出局
42	北九州市中央卸売市場条例及び北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正について	産 業 経済局
43	建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正について	都 市 戦略局
44	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局
45	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	教 育 委員会
46	北九州市職員定数条例等の一部改正について	
47	自然史・歴史博物館熱源改修工事請負契約締結について	技 術 監理局
48	北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	総 務 市民局
49	地方独立行政法人北九州市立病院機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について	保 健 福祉局
50	地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について	
51	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	都 市 戦略局
52	建物の取得について	都 市 整備局
53	旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約の一部変更について	
54	包括外部監査契約締結について	行 政 委員会
55	令和7年度北九州市一般会計補正予算について	財政・ 変革局
56	令和7年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
57	令和7年度北九州市渡船特別会計補正予算について	
58	令和7年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
59	令和7年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
60	令和7年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
61	令和7年度北九州市駐車場特別会計補正予算について	
62	令和7年度北九州市上水道事業会計補正予算について	

番号	件 名	提出局
63	令和7年度北九州市下水道事業会計補正予算について	財政・ 変革局
64	令和7年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	
65	北九州市介護保険条例の一部改正について	保 健 福祉局
66	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	消防局

No.	件 名	要 旨
令和 8 年度 予算 規模	区 分	予 算 総 額
	一 般 会 計	6,476 億 8,400 万円
	特 別 会 計	4,352 億 2,610 万円
	企 業 会 計	3,141 億 5,335 万円
	合 計	1 兆 3,970 億 6,345 万円
1	令和 8 年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 6,476 億 8,400 万円
2	令和 8 年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 961 億 2,300 万円
3	令和 8 年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 3 億 8,500 万円
4	令和 8 年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 10 億 8,440 万円

No.	件 名	要 旨
5	令和 8 年度北九州市 渡 船 特別会計予算について	予算額 5 億 9,270 万円
6	令和 8 年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 55 億 9,930 万円
7	令和 8 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 30 万円
8	令和 8 年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 63 億 80 万円
9	令和 8 年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 1,793 億 1,500 万円
10	令和 8 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 90 万円
11	令和 8 年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 26 億 8,250 万円

No.	件 名	要 旨
12	令和 8 年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 5 億 8,050 万円
13	令和 8 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 3 億 4,800 万円
14	令和 8 年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 12 億 8,930 万円
15	令和 8 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 6,130 万円
16	令和 8 年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 1,138 億 2,100 万円
17	令和 8 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 490 万円
18	令和 8 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 4 億 6,630 万円

No.	件 名	要 旨
19	令和 8 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 231 億 6,800 万円
20	令和 8 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 1 億 540 万円
21	令和 8 年度北九州市 市立病院機構 病院事業債管理 特別会計予算について	予算額 32 億 9,750 万円
22	令和 8 年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 429 億 3,322 万円
23	令和 8 年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 38 億 8,949 万円
24	令和 8 年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 23 億 6,900 万円
25	令和 8 年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 13 億 455 万円

	件 名	要 旨
26	令和 8 年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 556 億 2,532 万円
27	令和 8 年度北九州市 公営競技 事業会計予算について	予算額 2,080 億 3,177 万円

No 28	令和7年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について (財政・変革局財務部財政課)								
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務を処理するため令和7年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの 1 歳入歳出補正額 (単位：千円) <table><tr><td>区 分</td><td>補正前</td><td>補正後</td><td>補正(専決)額</td></tr><tr><td>歳入歳出額</td><td>656,745,396</td><td>657,223,396</td><td>478,000</td></tr></table> 2 専決処分年月日 令和8年1月23日		区 分	補正前	補正後	補正(専決)額	歳入歳出額	656,745,396	657,223,396	478,000
区 分	補正前	補正後	補正(専決)額						
歳入歳出額	656,745,396	657,223,396	478,000						

N o 2 9	北九州市行政手続条例の一部改正について （総務市民局総務部総務課）
行政手続法の一部改正を踏まえ、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示の方法を追加するため、関係規定を改めるもの 1 公示の方法の追加（第 1 5 条関係） 公示の方法による通知は、公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う。 2 施行期日 令和 8 年 5 月 2 1 日	

No 30	北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部改正について (総務市民局総務部法制課)											
審理手続における書面の写し等のオンラインによる交付に係る手数料を設定するため、関係規定を改めるもの 1 手数料の設定（第2条関係） <table><tr><td></td><td>交付の方法</td><td>金額</td></tr><tr><td>現行</td><td>複写又は出力された用紙の交付</td><td>1枚につき10円 (カラー20円)</td></tr><tr><td rowspan="2">改正後</td><td>複写又は出力された用紙の交付</td><td>1枚につき10円 (カラー20円)</td></tr><tr><td>オンラインによる交付</td><td>1枚につき10円</td></tr></table> 2 施行期日 令和8年4月1日			交付の方法	金額	現行	複写又は出力された用紙の交付	1枚につき10円 (カラー20円)	改正後	複写又は出力された用紙の交付	1枚につき10円 (カラー20円)	オンラインによる交付	1枚につき10円
	交付の方法	金額										
現行	複写又は出力された用紙の交付	1枚につき10円 (カラー20円)										
改正後	複写又は出力された用紙の交付	1枚につき10円 (カラー20円)										
	オンラインによる交付	1枚につき10円										

No 31	北九州市犯罪被害者等支援条例について （総務市民局安全・安心推進部安全・安心推進課）
犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減等を図るため、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定めるもの 1 条例の内容 （１） 目的（第１条） （２） 定義（第２条） （３） 基本理念（第３条） （４） 市の責務（第４条） （５） 市民等の責務（第５条） （６） 事業者の責務（第６条） （７） 総合的支援体制の整備（第７条） （８） 相談及び情報の提供等（第８条） （９） 経済的な負担の軽減（第９条） （１０） 精神的な被害からの回復（第１０条） （１１） 日常生活の支援（第１１条） （１２） 居住の安定（第１２条） （１３） 安全の確保（第１３条） （１４） 雇用の安定（第１４条） （１５） 市内に住所を有しない犯罪等による被害者の支援（第１５条） （１６） 教育活動の推進（第１６条） （１７） 広報及び啓発（第１７条） （１８） 人材の育成（第１８条） （次頁に続く）	

(続き)

(1 9) 民間支援団体への支援 (第 1 9 条)

(2 0) 意見等の反映 (第 2 0 条)

(2 1) 支援を行わないことができる場合 (第 2 1 条)

(2 2) 委任 (第 2 2 条)

2 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

N o 3 2	北九州市手数料条例の一部改正について （財政・変革局財務部財政課）				
印鑑登録証の交付等に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めるもの 1 印鑑登録証の交付等に係る手数料の設定（別表関係） （１） 印鑑登録証の交付（交付に係る申請の日以前５年以内に印鑑登録証の交付を受けている場合に限る。）に係る手数料は、１件につき５００円とする。 （２） 印鑑登録証明書の交付に係る手数料は、１件につき３００円とする。 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正に伴う薬局製造販売医薬品の定義規定の整備（別表関係） <table border="1" data-bbox="280 1263 1374 1500"> <thead> <tr> <th data-bbox="280 1263 826 1330">現行</th><th data-bbox="826 1263 1374 1330">改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="280 1330 826 1500">医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第３条に規定する薬局製造販売医薬品</td><td data-bbox="826 1330 1374 1500">薬局製造販売医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第１７項第３号に規定する医薬品をいう。）</td></tr> </tbody> </table> 3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う規定の整備等（別表関係） （１） 条例の引用するマンションの建替え等の円滑化に関する法律の題名の改正に伴う規定の整備 （次頁に続く）		現行	改正後	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第３条に規定する薬局製造販売医薬品	薬局製造販売医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第１７項第３号に規定する医薬品をいう。）
現行	改正後				
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第３条に規定する薬局製造販売医薬品	薬局製造販売医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第１７項第３号に規定する医薬品をいう。）				

(続き)

現行	改正後
マンションの建替え等の円滑化に関する法律	マンションの再生等の円滑化に関する法律

(2) 要除却等認定マンションの建替え又は更新に係るマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の対象となる事務に、マンションの各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査を加える。

4 施行期日

2 は、公布の日

1 及び 3 は、令和 8 年 4 月 1 日

No 33	北九州市市税条例の一部改正について (財政・変革局税務部税制課)
地方税法の一部改正に伴い、公示送達の方法を追加するため、関係規定を改めるもの 1 地方税法の規定に基づく公示送達は、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所等の掲示場に掲示し、又は公示事項を市役所等に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする。(第7条関係) 2 施行期日 規則で定める日	

N o 3 4	北九州市市税条例の一部改正について (財政・変革局税務部税制課)
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づいて設置される施設に係る固定資産税の課税免除制度を創設する等のため、関係規定を改めるもの 1 固定資産税の課税免除制度の創設 (1) 地域経済牽引事業計画について都道府県知事等の承認を受けた事業者が、土地利用調整計画に基づいて土地を開発した場合は、当該土地に対して課する固定資産税について、開発行為に係る検査済証の交付の日の属する年の翌年の1月1日を賦課年度とする年度から3年度分に限り、免除する。(付則第15条の3、第15条の4の2関係) (2) 地域経済牽引事業計画について都道府県知事等の承認を受けた事業者が、福岡県の同意基本計画に記載されている促進区域内において、当該計画に従って一定の施設を設置した場合は、当該施設に係る家屋若しくは構築物又はそれらの敷地である土地に対する固定資産税について、新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分に限り、免除する。(付則第15条の4、付則第15条の4の2関係) (3) (1)又は(2)の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者がすべき申告に関し必要な事項を定める。(付則第15条の4の2関係) 2 地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税に適用する税制措置を、不均一課税から課税免除に変更する。(付則第15条の7関係) (次頁に続く)	

(続き)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

No 35	法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正について (財政・変革局税務部税制課)				
法人の市民税の課税の臨時特例措置の期間を延長するため、関係規定を改めるもの 1 臨時特例措置の期間の延長（第2条関係） <table data-bbox="279 674 1367 889"> <tr> <th data-bbox="279 674 820 745">現 行</th><th data-bbox="820 674 1367 745">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="279 745 820 889">昭和51年10月1日から 令和8年9月30日まで</td><td data-bbox="820 745 1367 889">昭和51年10月1日から 令和13年9月30日まで</td></tr> </table> 2 施行期日 公布の日		現 行	改正後	昭和51年10月1日から 令和8年9月30日まで	昭和51年10月1日から 令和13年9月30日まで
現 行	改正後				
昭和51年10月1日から 令和8年9月30日まで	昭和51年10月1日から 令和13年9月30日まで				

No 36	北九州市国民健康保険条例の一部改正について (保健福祉局長寿推進部保険年金課)									
国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に関する事項を定める等のため、関係規定を改めるもの										
1 子ども・子育て支援納付金に関する規定の新設										
(1) 保険料賦課額の規定への追加 (第10条の2、 第10条の3関係)										
(2) 賦課総額 (第14条の16関係)										
(3) 賦課額 (第14条の17関係)										
(4) 賦課額の所得割の算定 (第14条の18関係)										
(5) 賦課限度額 (第14条の19関係)										
(6) 賦課額の料率 (第14条の20関係)										
(7) 18歳未満被保険者の均等割の減額 (第20条の5関係)										
2 基礎賦課限度額の変更 (第13条関係)										
<table><tr><td>現行</td><td>改正後</td></tr><tr><td>66万円</td><td>67万円</td></tr></table>		現行	改正後	66万円	67万円					
現行	改正後									
66万円	67万円									
3 保険料の軽減判定所得基準の緩和 (第20条関係)										
<table><tr><td>軽減割合</td><td>現行</td><td>改正後</td></tr><tr><td>5割</td><td>世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(30万5,000円×被保険者数)以下</td><td>世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(31万円×被保険者数)以下</td></tr><tr><td>2割</td><td>世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(56万円×被保険者数)以下</td><td>世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(57万円×被保険者数)以下</td></tr></table>		軽減割合	現行	改正後	5割	世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(30万5,000円×被保険者数)以下	世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(31万円×被保険者数)以下	2割	世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(56万円×被保険者数)以下	世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(57万円×被保険者数)以下
軽減割合	現行	改正後								
5割	世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(30万5,000円×被保険者数)以下	世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(31万円×被保険者数)以下								
2割	世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(56万円×被保険者数)以下	世帯主等の所得の合計が、43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+(57万円×被保険者数)以下								
(次頁に続く)										

(続き)

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

N o 3 7	北九州市難病の患者に対する医療等に関する法律の規定に基づく 過料に関する条例の一部改正について (保健福祉局健康医療部健康危機管理課)				
難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの 1 条例に引用する難病の患者に対する医療等に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備（第 1 条関係） <table data-bbox="279 757 1374 913"> <tr> <th data-bbox="279 757 825 824">現 行</th><th data-bbox="825 757 1374 824">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="279 824 825 913">第 4 7 条</td><td data-bbox="825 824 1374 913">第 5 1 条</td></tr> </table> 2 施行期日 公布の日		現 行	改正後	第 4 7 条	第 5 1 条
現 行	改正後				
第 4 7 条	第 5 1 条				

N o 3 8	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)
児童福祉法等の一部改正に伴い、地域限定保育士に関する規定を定める等のため、関係規定を改めるもの 1 改正する条例 (1) 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (2) 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (3) 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 (4) 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 (5) 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例 (6) 北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 2 改正内容 (1) 地域限定保育士の要件追加 施設に配置する保育士の要件について、福岡県の区域に係る地域限定保育士を含む。 (2) 職員配置に係る特例 保育する園児等が少数の場合に、配置する保育士等のうち1人は、保育士等と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者とすることができる。 (次頁に続く)	

(続き)

(3) 入所した乳幼児の健康診断

利用開始時等の健康診断について、乳幼児に対する健康診査をもってこれに代えることができる。

(4) 乳児等通園支援事業の運営の基準

乳児及び幼児の利用定員の区分を廃止する等の改正を行う。

3 施行期日

令和8年4月1日

N o 3 9	北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)
子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるもの 1 条例の内容 (1) 趣旨(第1条) (2) 定義(第2条) (3) 一般原則(第3条) (4) 運営に関する基準(第4条) (5) 委任(第5条) 2 施行期日 令和8年4月1日	

N o 4 0	北九州市児童福祉法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正 について (子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)				
児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの 1 条例に引用する児童福祉法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（ 第1条関係） <table data-bbox="279 692 1374 848"> <tr> <th data-bbox="279 692 825 759">現 行</th><th data-bbox="825 692 1374 759">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="279 759 825 848">第62条の6及び第62条の7</td><td data-bbox="825 759 1374 848">第62条の7及び第62条の8</td></tr> </table> 2 施行期日 公布の日		現 行	改正後	第62条の6及び第62条の7	第62条の7及び第62条の8
現 行	改正後				
第62条の6及び第62条の7	第62条の7及び第62条の8				

N o 4 1	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について (環境局循環社会推進部循環社会推進課)
------------	--

事業系一般廃棄物のごみ処理手数料を適正化する等により、事業系ごみの減量及びリサイクルの促進を図るため、関係規定を改めるもの

1 事業系一般廃棄物のごみ処理手数料の適正化等（別表第1関係）

現行			改正後		
粗大 ごみ	一般収集	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、 1, 0 0 0 円以内で 市長が定める額	粗大 ごみ	一般収集	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、 1, 0 0 0 円以内で 市長が定める額
	特別収集	一般収集におけるごみ処理手数料として 市長が定める額に 5 0 0 円を加えた額		特別収集	一般収集におけるごみ処理手数料として 市長が定める額に 5 0 0 円を加えた額
				一時多量ごみ	1 0 0 キログラム又は はその端数ごとに 2 , 3 0 0 円
上記 以外 のもの	家庭廃棄物	1 0 0 キログラム又は はその端数ごとに 2 , 3 0 0 円	事業系一般廃棄物	1 0 0 キログラム又は はその端数ごとに 3 , 9 0 0 円	
	事業系一般廃棄物	1 0 0 キログラム又は はその端数ごとに 2 , 6 0 0 円			

2 焼却施設又は破砕施設に自ら搬入する場合のごみ処理手数料及び焼却破砕処理費用の適正化（別表第1、別表第2関係）

現行	改正後
100円	230円

3 施行期日

令和8年9月1日

N o 4 2	北九州市中央卸売市場条例及び北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正について （産業経済局中央卸売市場）
卸売市場法の一部改正に伴い、指定飲食料品等の公表を行う等のため、関係規定を改めるもの 1 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。（北九州市中央卸売市場条例第52条の2、北九州市公設地方卸売市場条例第46条の2関係） （1） 指定飲食料品等 （2） 指定飲食料品等に係る費用の指標 （3） 飲食料品等事業者等の努力義務に係る措置の内容 2 施行期日 令和8年4月1日	

N o 4 3	建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正について (都市戦略局計画部都市交通政策課)
駐車場法施行令の一部改正に伴い、共同住宅において付置が義務付けられている駐車施設の要件を整理するため、関係規定を改めるもの 1 駐車需要を生じさせる程度の大きい用途である特定用途とされた共同住宅について、現行の駐車施設の付置に係る要件を維持するため、共同住宅を特定用途から除く等規定の整理を行う。(第2条、第3条関係) 2 施行期日 令和8年4月1日	

N o 4 4	北九州市火災予防条例の一部改正について (消防局予防部指導課)
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を設ける等のため、関係規定を改めるもの 1 簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準の設定（第 8 条関係） 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける、6 キロワット以下の放熱設備）の位置、構造及び管理の基準を定める。 （１） 建築物等及び可燃性の物品から、火災予防上安全な距離を保つこと （２） 設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること （３） その他の基準については、炉及びストーブに関する規定を準用する。 2 感震ブレーカーの普及促進施策の実施（第 3 2 条の 7 関係） 住宅における火災予防のため普及を促進する物品に、感震ブレーカーを追加 3 施行期日 令和 8 年 3 月 3 1 日	

N o 4 5	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)
------------	--

学校教育法等の一部改正等に伴い、主務教諭の新設等を行うため、関係規定を改めるもの

1 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

教職調整額について、3級に属する主務教諭を対象とする。(第3条関係)

2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 地域手当とへき地手当の併給調整を廃止する。(第39条関係)

(2) 主務教諭を基準となる職務とする教職職給料表の職務の級を3級とする。(別表第1、別表第2、別表第3、別表第4関係)

(3) 教育業務連絡指導手当及び教員特殊業務手当について、3級に属する主務教諭を対象とする。(別表第7関係)

(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事した際に支給される教員特殊業務手当の改定(別表第7関係)

現行	改正後
2, 7 0 0 円	3, 9 0 0 円

(次頁に続く)

(続き)

3 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

義務教育等教員特別手当について、3級に属する主務教諭を対象とする。(第25条の3関係)

4 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(1) 教育業務連絡指導手当及び教員特殊業務手当について、3級に属する主務教諭を対象とする。(別表関係)

(2) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事した際に支給される教員特殊業務手当の改定(別表関係)

現行	改正後
2, 7 0 0 円	3, 9 0 0 円

5 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例の一部改正

教職員の定数の算定の対象となる教職員について、3級に属する主務教諭を対象とする。(第1条関係)

6 施行期日

令和8年4月1日

N o 4 6	北九州市職員定数条例等の一部改正について （教育委員会教職員部教職員課）
学校に勤務する職員の適用規程を一本化し、学校の安定的な運営の強化等を図るため、関係規定を改めるもの 1 北九州市職員定数条例の一部改正 （１） 教職員を除く教育委員会事務局及び教育機関の職員の定数を３６０人とする。（第２条関係） （２） 職員の定数の合計を７，５２０人とする。（第２条関係） 2 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正 （１） 教育職給料表（１）の適用を受ける職員に支給される義務教育等教員特別手当の規定を削除する。（第２５条の３関係） （２） 教育職給料表（１）を削除する。（別表関係） 3 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 教育職給料表（１）の適用を受ける職員に支給される教育業務連絡指導手当及び教員特殊業務手当の規定を削除する。（別表関係） 4 北九州市立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正 教育職給料表（１）の適用を受ける職員に支給される教職調整額の規定を削除する。（第３条関係） 5 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正 （次頁に続く）	

(続き)

(1) 題名を次のとおり改める。(題名関係)

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する条例

(2) 教職員について、高等学校の職員、学校給食監理士及び一般事務員を対象とする。(第2条関係)

(3) 特定任期付教職員について、北九州市職員の給与に関する条例に規定する特定任期付職員給料表の適用を受ける職員の例による。(第7条、第10条、第12条関係)

(4) 管理職員特別勤務手当について、特定任期付教職員を対象とする。(第30条関係)

(5) 教育職給料表(3)について、高等学校の職員を対象とする。(別表第1、別表第4関係)

(6) 行政職給料表について、高等学校の職員、学校給食監理士及び一般事務員を対象とする。(別表第2関係)

(7) 医療職給料表(2)について、高等学校の職員を対象とする。(別表第3関係)

6 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正

題名を次のとおり改める。(題名関係)

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の退職手当に関する条例

(次頁に続く)

(続き)

7 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の旅費に関する条例の一部改正

題名を次のとおり改める。(題名関係)

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の旅費に関する条例

8 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 題名を次のとおり改める。(題名関係)

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

(2) 教職員について、高等学校の職員、学校給食監理士及び一般事務員を対象とする。(第1条関係)

(3) 育児時間の取得単位を1回について60分の範囲内とする。(第6条関係)

9 北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正

題名を次のとおり改める。(題名関係)

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員の自己啓発等休業に関する条例

(次頁に続く)

(続き)

1 0 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例の一部改正

(1) 題名を次のとおり改める。

北九州市立の義務教育諸学校等の教職員定数条例

(2) 教職員の定数の算定の対象となる教職員について、高等学校の職員、学校給食監理士及び一般事務員を対象とする。(第1条関係)

(3) 職員の定数を5,390人とする。(第2条関係)

1 1 施行期日

令和9年4月1日

N o 4 7	自然史・歴史博物館熱源改修工事請負契約締結について (技術監理局契約部契約課)
自然史・歴史博物館熱源改修工事請負契約を締結するもの 1 契約金額 8 億 1 , 9 5 0 万円 2 契約方法 一般競争入札 3 工 期 契約締結の日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで 4 契約の相手方 クラフティア・瀬登共同企業体 代表者 北九州市小倉北区米町二丁目 2 番 1 号 株式会社クラフティア 北九州支店 執行役員支店長 柳 智章 構成員 北九州市八幡東区枝光二丁目 7 番 3 2 号 株式会社瀬登 代表取締役 下岡 克明	

N o 4 8	北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について (総務市民局市民部区政推進課)
北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定するもの 1 指定する郵便局の名称 門司郵便局、北九州中央郵便局、小倉西郵便局、曾根郵便局、 若松郵便局、二島郵便局、八幡郵便局、八幡南郵便局、 八幡西郵便局、戸畑郵便局 2 指定する郵便局において取り扱う事務 「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」第2条第6号、第7号及び第8号の一部に定めのある事務 (1) マイナンバーカード署名用電子証明書の発行、失効への対応 (2) マイナンバーカード利用者証明用電子証明書の発行、失効への対応 (3) マイナンバーカード券面記載事項変更への対応 3 指定する郵便局において事務を取り扱う期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	

N o 4 9	地方独立行政法人北九州市立病院機構の出資等に係る不要財産の 納付の認可について (保健福祉局健康医療部地域医療課)
------------	---

地方独立行政法人北九州市立病院機構が行う出資等に係る不要財産の
納付について認可するもの

出資等に係る不要財産の内容

1 土地

所在地番	地積 (㎡)
北九州市八幡東区西本町四丁目 5 1 番 1	3,561.30

2 建物

名称		所在	延床面積 (㎡)
北九州 市立八 幡病院	旧八幡病院 北棟	北九州市八幡東区西本町四丁 目 5 1 番地 1	1,113.05
	旧救急ワー クステーション		197.35
	立体駐車場		5,453.25

No 50	地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について (保健福祉局健康医療部地域医療課)		
不要財産の納付に伴い、地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部を変更するもの			
1 不要財産の納付に伴う別表からの削除（第20条関係）			
(1) 土地			
所在地番		地積（㎡）	
北九州市八幡東区西本町四丁目51番1		3,561.30	
(2) 建物			
名称		所在	延床面積（㎡）
北九州市立八幡病院	旧八幡病院北棟	北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1	1,113.05
	旧救急ワークステーション	北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1	197.35
	立体駐車場	北九州市八幡東区西本町四丁目51番地1	5,453.25
2 施行期日			
総務大臣の認可を受け、かつ、当該認可に係る財産を北九州市に納付した日			

No 51	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について (都市戦略局計画部都市交通政策課)			
基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの				
基本財産の額の変更（第16条関係）				
		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,276 億 8,460 万円	2,285 億 60 万円	8 億 1,600 万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,138 億 4,230 万円	1,142 億 5,030 万円	4 億 800 万円
	福 岡 市	847 億 750 万円	849 億 8,950 万円	2 億 8,200 万円
	北九州市	291 億 3,480 万円	292 億 6,080 万円	1 億 2,600 万円

No 52	建物の取得について (都市整備局総務用地部用地課)
神嶽川都市基盤河川改修事業の施行に伴い、小倉北区魚町四丁目に所在する建物の一部を買い入れるもの 1 建物の所在地 北九州市小倉北区魚町四丁目153番地1先、153番地9先、153番地24先、154番地1、154番地8、154番地20、154番地20先、154番地22、154番地22先、154番地24、154番地24先、154番地25、154番地25先、154番地26、154番地26先、154番地27、154番地27先、154番地28、154番地28先、154番地29、154番地29先、154番地30、154番地30先、154番地36、154番地36先、154番地37先、154番地40、154番地40先、262番地1、262番地1先、261番地3、262番地3、262番地3先、262番地6 2 建物の構造及び買入れ部分の面積 鉄筋コンクリート・鉄骨ブロック造り陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺4階建てのうち地上1階及び地上2階の各一部並びに地上3階及び地上4階の全部 1,428.44平方メートル 3 買入れ予定金額 3億4,259万2,088円	

N o 5 3	旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約の一部変更について (都市整備局河川公園部神嶽川旦過地区整備室)
旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約について、契約金額及び契約期間を一部変更するもの 1 既決契約金額 24億4,659万8,000円 2 既決契約期間 令和6年12月11日から令和8年9月30日まで 3 変更契約金額 28億4,898万200円 4 変更契約期間 令和6年12月11日から令和9年1月29日まで	

N o 5 4	包括外部監査契約締結について (行政委員会事務局監査第一課)
包括外部監査契約を締結するもの 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 2 契約の始期 令和 8 年 4 月 1 日 3 契約金額 1, 6 2 9 万 6, 2 9 6 円を上限とする額 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。 5 契約の相手方及びその資格 北九州市小倉北区篠崎二丁目 4 番 3 - 1 号 吉野 任 公認会計士	

No.	件 名	要 旨	
令和7年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	174 億 2,397 万 1 千円	6,746 億 4,736 万 7 千円
	特別会計	13 億 6,120 万円	4,429 億 2,948 万 8 千円
	企業会計	159 億 2,007 万 2 千円	3,399 億 9,223 万 2 千円
	合 計	347 億 524 万 3 千円	1 兆 4,575 億 6,908 万 7 千円
55	令和7年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	174 億 2,397 万 1 千円 6,746 億 4,736 万 7 千円
56	令和7年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	17 億 8,200 万円 966 億 3,638 万 2 千円
57	令和7年度北九州市 渡船特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	0 円 5 億 497 万 9 千円
58	令和7年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	△4 億 2,180 万円 56 億 2,806 万 7 千円

59	令和7年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 100 万円
		2 総 額 57 億 4,480 万円
60	令和7年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円
		2 総 額 41 億 4,380 万円
61	令和7年度北九州市 駐車場特別会計 補正予算について	1 補正額 0 円
		2 総 額 5 億 1,450 万円
62	令和7年度北九州市 上水道事業会計 補正予算について	1 補正額 6 億 9,818 万 2 千円
		2 総 額 415 億 2,564 万 2 千円
63	令和7年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額 14 億 5,289 万円
		2 総 額 535 億 6,500 万円
64	令和7年度北九州市 公営競技事業会計 補正予算について	1 補正額 137 億 6,900 万円
		2 総 額 2,374 億 8,777 万円

N o 6 5	北九州市介護保険条例の一部改正について (保健福祉局長寿推進部介護保険課)
介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和８年度の保険料率の算定に関する特例を定める等のため、関係規定を改めるもの 1 令和８年度の保険料率の算定に関する合計所得金額の算定方法の特例（付則第１５項―第１７項関係） 給与等の収入金額が５５万千円以上１９０万円未満である第１号被保険者の合計所得金額の算定方法について、改正前の政令に基づき算定した合計所得金額に、引上げ額を加算した額を用いる。 2 令和８年度の保険料率の算定に関する基準の特例（付則第１８項、第１９項関係） 令和７年度税制改正の影響により、令和８年度の市町村民税が非課税となる者について、税制改正前の給与所得控除の算定方法を用いる。 3 施行期日 令和８年４月１日	

No 66	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (消防局警防部消防団課)																												
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を変更するため、関係規定を改めるもの 1 消防作業従事者等に係る補償基礎額の変更（第3条関係） <table><tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>9,700円～14,500円</td><td>10,000円～15,000円</td></tr></table> 2 扶養親族に係る補償基礎額の加算額の変更（第3条関係） <table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>配偶者</td><td>100円</td><td>廃止</td></tr><tr><td>子</td><td>1人につき383円</td><td>1人につき433円</td></tr></table> 3 補償基礎額の変更（別表関係） <table><tr><th>区分</th><th>現行</th><th>改正後</th></tr><tr><td>階級 勤務年数</td><td>10年未満～20年以上</td><td>10年未満～20年以上</td></tr><tr><td>消防団長及び副団長</td><td>12,900円～14,500円</td><td>13,340円～15,000円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11,300円～12,900円</td><td>11,670円～13,340円</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,700円～11,300円</td><td>10,000円～11,670円</td></tr></table> 4 施行期日 令和8年4月1日		現行	改正後	9,700円～14,500円	10,000円～15,000円	区分	現行	改正後	配偶者	100円	廃止	子	1人につき383円	1人につき433円	区分	現行	改正後	階級 勤務年数	10年未満～20年以上	10年未満～20年以上	消防団長及び副団長	12,900円～14,500円	13,340円～15,000円	分団長及び副分団長	11,300円～12,900円	11,670円～13,340円	部長、班長及び団員	9,700円～11,300円	10,000円～11,670円
現行	改正後																												
9,700円～14,500円	10,000円～15,000円																												
区分	現行	改正後																											
配偶者	100円	廃止																											
子	1人につき383円	1人につき433円																											
区分	現行	改正後																											
階級 勤務年数	10年未満～20年以上	10年未満～20年以上																											
消防団長及び副団長	12,900円～14,500円	13,340円～15,000円																											
分団長及び副分団長	11,300円～12,900円	11,670円～13,340円																											
部長、班長及び団員	9,700円～11,300円	10,000円～11,670円																											